

3 年 間 保 存

EC-035

証明書発行No. 12-93 標章No. 1405500

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果 良 不良	補修 内容
制 動 装 置	33	バックプレート	き裂、損傷、変形、取付	目視	—	—
	34	ブレーキディスク、パッド、プレート	引きずり、パッド厚さ、ディスク・キャリパーのき裂・損傷・摩耗、ピストン油漏れ、[キャリパー式] *ディスクの厚さ、*ライニングはく離、*損傷、*摩耗 [ピストン式]	目視、操作、スケール、探傷器	—	—
	35	駐車ブレーキドラム、ライニング	ライニングすき間、ドラム取付、*ライニングはく離、*損傷、*摩耗、*ドラムき裂、*損傷、*摩耗	目視、スケール、探傷器	—	—
	36	駐車ブレーキディスク、パッド	パッド厚さ、*ディスク・キャリパーのき裂、*損傷、*摩耗、チャンパーの作動、エア漏れ	目視、操作、スケール、石けん水、探傷器	—	—
作 業 装 置	38	バケット、ブレード、アーム、リンク	き裂、変形、摩耗、取付	目視	✓	—
	39	バケットコントロール	所定の角度で停止（ポジショナー）、所定の高さで停止（キックアウト）	目視、操作、スケール	✓	—
	40					
	41	作動油タンク	油臭、汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザーの目詰まり、取付	目視、石けん水	✓	—
油 圧 装 置	42	フィルター	油汚れ、目詰まり、油漏れ	目視	✓	—
	43	配管、ホース、高圧パイプ	き裂、損傷、老化、ひび割れ、油漏れ、取付	目視	✓	—
	44	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量、*吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	✓	—
	45	HST用付属弁 (ポンプコントロール、プレッシャ オーバードラム)	前後進の切換、中立、油漏れ	目視、操作	✓	—
	47	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打点、き裂、曲がり、 擦り傷	アーム用 目視、操作、スケール、 バケット用 タイマー	✓	—
	48	方向制御弁	作動、油漏れ、取付	目視、操作	✓	—
	49	圧力制御弁	作動、油漏れ		✓	—
	50	流量制御弁	作動、油漏れ		✓	—
	51	逆止め弁	作動、油漏れ		✓	—
	52	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、破損、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓	—
操 作	54	操作レバー	ストローク、おた	目視、操作、スケール	✓	—
	55					
	56	車枠及び車体	き裂、変形、取付	目視	✓	—
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	57	キャブ及びカバー（ROPS含む）	き裂、変形、腐食、雨漏、ロック、施錠、ガラスの破損、防眩柵	目視、操作	✓	—
	58	座席（調整機構、シート、背もたれ）	調整、ロックの作動、取付、損傷		✓	—
	59	シートベルト	損耗、効き具合、取付		✓	—
	60	昇降設備及び滑り止め	き裂、損傷、変形、取付	目視	✓	—
	61	レバーロック	効き具合、損傷、変形	目視、操作	✓	—
	62	作業装置安全ピン及び安全リンク	き裂、損傷	目視、探傷器	✓	—
	63	表示板	損傷、取付	目視	✓	—
	64	灯火装置、警音器、方向指示器、 窓拭き器、デフォスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作	✓	—
	65	計器類	作動	目視	✓	—
	66	後写鏡及び反射鏡	汚れ、損傷、写影	目視	✓	—
総 合	67	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	—	✓
	68					
	69	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓	—
排 装 置	★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の破損・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス 減少装置のホース・パイプの破損・損傷	目視、聴診、レンジ等	✓	—

次回特定自主検査実施年月 R4 年 12 月

保存点検を行って下さい。

補 修 等 の 措 置 内 容			
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容
1	エア-フリー-油	R3.12/17	エア-フリー-油
2	給油脂不足	〃	給油脂完了

備
考

1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。
2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。
3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。
4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。
5. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける（車検を受けて登録番号を取得した）機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行なったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。
6. ★及び★★印は、安衛法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★★印は同指針にのみ基づく検査項目である。

記
号

交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
X	△	A	T	C	L	—